

## 4 利用料金

### (1) 利用料

◇要支援または要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

注◇ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を一旦お支払頂き、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。  
このサービス提供証明書を後日各市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しが受けられます。

要介護1・2	1,086単位
要介護3・4・5	1,411単位

#### その他の加算

初回加算	300単位
------	-------

入院時情報連携加算(I)	250単位
--------------	-------

入院時情報連携加算(II)	200単位
---------------	-------

#### 退院・退所加算

連携1回	カンファレンス(無)	450単位
------	------------	-------

	カンファレンス(有)	600単位
--	------------	-------

連携2回	カンファレンス(無)	600単位
------	------------	-------

	カンファレンス(有)	750単位
--	------------	-------

連携3回	カンファレンス(有)	900単位
------	------------	-------

特定事業所加算(I)	519単位
------------	-------

特定事業所加算(II)	421単位
-------------	-------

特定事業所加算(III)	323単位
--------------	-------

特定事業所加算(A)	114単位
------------	-------

特定事業所医療介護連携加算	125単位
---------------	-------

通院時情報連携加算	50単位
-----------	------

ターミナルケアマネジメント加算	400単位
-----------------	-------

(1単位=10.42円)

### (2) 交通費

◇前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費を以下の通り徴収させていただきます。

事業所から片道20キロ未満	300円
---------------	------

事業所から片道20キロ以上50キロ未満	700円
---------------------	------

事業所から片道50キロ以上	1000円
---------------	-------

### (3) その他

#### ◇支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、10日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払方法は、銀行振込、現金集金の2通りの中からお選びすることができます。